

(目的)

第1条 学校法人京都橘学園の理事および監事（以下、「役員」という。）の報酬は、この規程の定めるところによる。

(役員報酬)

第2条 理事長には、役員報酬として役員手当を支給する。

2 理事たる専任教職員には、役員報酬として役員手当を支給する。

3 非常勤の役員には、役員報酬として役員手当を支給する。

第3条 専任教職員の定年年齢を超えた専任教職員理事には、役員手当を支給する。

(役員手当の支給方法)

第4条 役員手当は月額をもって定め、当月初日から末日までの分を、原則として毎月16日に役員本人が指定する銀行の預金口座への振り込みによって支払う。ただし、振り込みに同意しない者に対しては、通貨で直接本人に支払う。

2 支給日が休日または土曜日に当たるときは、その前日に繰り上げて支払う。

3 第1項の口座が法人に届けられたことをもって、口座振り込みに同意したものとみなす。

4 所定の支払日には、振り込み金額等を記載した支払い明細書を交付し、同日に払い出しができるものとする。

5 役員が月の途中で退任もしくは就任した場合、当該月額を全額支給する。

(費用)

第5条 役員には、別に定める規程に基づいて、旅費を支給する。

2 非常勤役員が理事会、評議員会その他の会議に出席する場合、1回につき5,000円の会議手当を支給する。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

第7条 この規程の施行についての細則は、理事会が定める。

第8条 この規程に関する事務の主管は人事課とする。

第9条 この規程の改廃は、評議員会の議を経て、理事会が行う。

附 則

この規程は、2012年4月1日より施行する。

この規程および「学校法人京都橘学園役員報酬規程施行細則」の施行をもって「役員

報酬等に関する規程」を廃止する。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年5月25日から施行し、2020年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、2021年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、別表1を改定し、2021年5月31日から施行する。

別表1 役員手当

役員手当	理事長	月額250,000円
	理事	月額20,000円
	監事	月額30,000円